

## 「人生相談」にみる家族観

— 夫婦とその系累をめぐる葛藤 —

中 村 彰

### (1) 「人生相談」とは何か

新聞に初めて「人生相談」が登場したのは、一九一四年五月二日付『読売新聞』の「婦人付録」(現在の「家庭とくらし」面)に掲載された「身の上相談」。七六年前のことである。その予告記事に次のように紹介されている。

「一身上の出来事、例えば結婚、離婚、家庭の煩ひ等及精神上的の煩悶、婦人の職業問題につき男女に係わらず、凡て思案に余った事の御相談相手となり、及ぶ限りの力を致し度いと存じます。御相談は手紙で御申越し下さってもよろしく、御面談を望まざる方は、日曜

を除き、毎日午後四時より六時迄に本社をお尋ね下されば喜んでお目にかかります。秘密を守るべき事につき、責任を負うのはもとよりでございます。手紙の節も、来社の節も特に人事の相談係と名指しを願います」(読売新聞婦人部編『日本人の人生案内』から引用)。

この記事のなかに、人生相談のコーナーを設置するねらい、主旨が簡明に表現されている。

このように始まった新聞掲載の「人生相談」は、現在、どうなっているのだろうか。全国の新聞社において、どのような取り扱われかたをしているのかをみてみよう。

一九八九年七月に、「人生相談」の掲載の有無を、全国の五〇数社の新聞社にアンケートで問いあわせたところ、

三〇社から回答があった。その内訳をみると、現在、掲載しているのは、読売新聞社（「人生案内」）、産経新聞社（「人生わたしの場合」）、河北新報社（「親子サロン」）、山形新聞社（「人生十字路」）、神奈川新聞社（「明るく悩もう」）、北日本新聞社（「悩み相談」）、山陽新聞社（「人生十字路」）、新日本海新聞社（「人生案内」）、長崎新聞社（「人生案内」）の九社。かつて掲載していたとの回答を寄せたのは、毎日新聞社、日本経済新聞社、秋田魁新報社、下野新聞社、京都新聞社、神戸新聞社、山陰中央新聞社、愛媛新聞社、熊本日日新聞社、沖縄タイムス社の一〇社であった。

現在では、直接の面談に応じている社はなく、新聞社への投書に紙面で答えるのみだが、これら各社の現在の「人生相談」のなかに、七六年前に始まった「身の上相談」の主旨は、生きている。

人生相談の内容には、その社会のありようが見事に反映している。

「人生案内の投書の内容自体が、たとえばアメリカの  
「ヘレンおばさん」や「アビーさま」に寄せられるものとは、ひどく違う。一口にいえば、なんとも重い。

『私は農家の五三歳の嫁ですがー』などという書き出

しを読むと、それだけであとの内容が察せられる思いがする。『長男の嫁』とか『鬼千匹の小姑』とか『茶飲み友だち』とか、外国の身の上相談には（たぶん）登場しない日本独特の言葉が、なんと多いことだろう。（相談者を）突き離せない事情が、日本の身の上相談にはあるわけだ」（読売新聞婦人部編『女・きのうからあすへー人生相談六〇年』）。

人生相談の回答者をつとめる泰井俊三さん（北野病院神経科部長）は、人生相談は「日本的なものの縮図」だと指摘する（一九七四年二月三一日付『読売新聞』大阪）。また、作家の真野さよさんは、人生相談こそ「移り変わる世相そのものといえなくない」（一九八二年二月三〇日付『読売新聞』大阪）という。相談内容は、世相の移り変わりで新たな悩みがでてくるともいえるし、また、同じ悩みが繰り返し登場したりもする。一九七七年の総括といえる「人生案内この一年」では、次のようにいう。

「この一年、さまざまな社会的不安と、家庭的な悩み、個人的な心配ごとが『人生案内』に数多く寄せられました。厳しい世相を反映して、失業、転職、借金、苦、蒸発、生活苦など、おもしろくない問題や、

ギャンブル、浮気、深酒など相も変わらぬ「夫の三悪」にうめく妻たち、あるいは心と体の病や、嫁しゅうとめの確執、また相続・扶養のもめごとや、進学・交友関係をめぐるヤングの訴えなど、相談内容はまるで「人生の縮図」そのものの多様ぶりです」（一九七七年二月三〇日付『読売新聞』大阪）。

ここでは、読売新聞（東京本社扱い・大阪本社扱い）と産経新聞の三種の「人生相談」を素材にみていくことにしたい。

読売新聞には、ほぼ連日、産経新聞は、週二〜三回、家庭面に掲載されており、その悩みの大半は家族をめぐる葛藤である。新聞社に寄せられた投書のなかから、何が取りあげられるかは、担当記者と回答者によって、恣意的に選ばれたものであり、掲載された内容が、必ずしも、投書全体を反映したものとはいえない。その意味で、どの内容が何%をしめるかといった数量的把握は不可能だが、家族をめぐる日本人の悩みのパリエーションを、個々の「人生相談」を、かさねることで描き出すことは可能であると考える。

社会のありようが見事に反映され、相談者と回答者、あ

るいは新聞社の担当者や読者、それぞれの思いがこめられた「人生相談」。相談者が「自己」を語り、生き方を問うことから始まる人生相談をひもとくことで、私たちの心のなかにある「家族観」を浮かびあがらせた。

## (2) 「家族観」の戦後史

太平洋戦争の敗戦から四〇余年。私たちの生活は、随分、変わったようにみえる。確かに、生活物資が窮乏していた時代から、モノが満ちあふれ時代に様変わりした。

法制度の面からみても、新憲法や新民法が施行された。しかし、人びとの意識・価値観は、そう急激に変わるものではない。伝統的な価値観と、新しい考え方とのズレは、私たちの周りに満ちあふれているといえ、いすぎだろうか。

日本人の伝統的家族意識、つまり、「イエ」意識からの脱却の転機として敗戦の意味が大きいことは、多くの人びとの認めるところである。例えば、青山和夫「戦後における家族観の変容」では、次のように指摘する。

「周知のように資本主義的生産様式は直系家族をきり

くずして夫婦家族に変えるのであるが、日本の場合は資本主義の進展にもかかわらず直系家族はなかなか崩壊しなかった。その理由としては、擬制的家族主義の上に立つ天皇制原理、明治民法によって強制された儒教的家族制度の影響、農家・漁家・小売業・中小企業を中心とする零細な家族的自営業の存在、社会保障・社会福祉制度の不備、大衆の貧困と住宅事情の劣悪性であったが、それにもまして、一部の直系家族を解体し、一部を温存しながら、そこから得られる低賃金と経営家族主義の上に巨大な企業を成立させた日本資本主義の特殊性に基づいていた。そこで、真の意味において夫婦家族化が進展しはじめたのは、敗戦により旧来の日本資本主義が変貌を余儀なくされた戦後だといつてよからう」(『講座家族8、家族観の系譜』)

敗戦が、家族変貌の大きなキッカケになったことは、誰も認めるところであるが、平均世帯人員が減少し、また、核家族が増えるという現実はあるものの、別世帯を持ちつつも「田舎の家」への帰属意識というかたちをとって「イエ」を背負っている。

高度経済成長への戦後の歩みも、先の引用にもふれられ

ている「企業の経営家族主義」の上に築きあげられたものであり、擬制的家族主義の理念を、いまも、私たちは引きずっている。

また、イエ意識・擬制的家族主義とともに、明治時代になって、武士階層の理念が一般化するなかで、定着した性別役割分業「男は仕事、女は家事・育児」という観念も、高度経済成長が代替可能な臨時労働力として女性を必要としたこともあって、女性の職場進出が大きな流れとなるまでは、敗戦後も、生き続けた。基本的な社会的枠組みには、さほどの変化を見なかったといえるのではないか。

昭和二〇年代の家族観について、山手茂は「家族観の変容と世代の断絶」のなかで、次のようにふれている。

「昭和二〇年代においては、タテマエないし理想として意識の表層だけで近代的・民主的な結婚観・家族観を支持していたにすぎず、意識の根底には伝統的な家族観を温存し、伝統的な家族生活様式を維持していたといえよう。農業従事者が多く、都市の近代産業従事者の生活が不安定であった当時は、伝統的な家族生活様式を守らざるをえなかったことが、意識の近代化を阻んでいたと考えられる。このことは、自活する能力

が乏しく夫の『家』に嫁入りしなければならぬ状況にあった女性に伝統的結婚観に従うものが多かったことにも示されている。新しい意識をもち、生産労働において能力を発揮し、家族内で発言権を認められはじめた男子青年も、『結婚後親と同居しなければならぬのだから、結婚相手を決める時に親の同意をえなくてはならない』と現実的にならなければならなかった(『講座家族 8 家族観の系譜』)

昭和二〇年の敗戦の混乱期から、池田内閣の高度経済成長政策のもとに経済復興を成し遂げた日本。農山漁村の過疎化、人口の都市集中のなかで、伝統的生活・社会構造に変化が生じた。

石油ショックにより、陰りが見え、公害問題なども噴出してはいるが、生活レベルにおいては、国民総中産階層化がすすみ、飽食時代に生きている。

確かに、社会制度においても、敗戦後の法改正を経て、永続的な「イエ」の維持に重きをおく家族認識から、いまある家族の維持が優先する新しい家族観に、理念上は、様変わりした。しかし、生活実感からくる家族認識は、いまも、古いものを背負ったままである。人びとの家族観につ

いてみれば、昭和二〇年代と、さほどの変化はないようにみえる。

戦後四〇年を経て、高度経済成長経済を背景に、地方から都会へ企業労働力として多くの人たちが流出した結果、核家族化は大いにすすんだが、田舎に残した家・田畑・両親との間が切れたわけではなく、それらを維持していくことが暗黙のうちに求められ「イエ」から完全に脱皮できたとはいえない状況下にある。

ひところ、マイホーム主義が話題に登ったことがある。

昭和四〇年代初めのころであった(表1)。

田畑・財産を先祖から受け継ぎ、子孫に繋ぐ、これまでイエの意識とは異なり、いまの家庭生活を重んじる、マイホーム主義の新しい生き方——つまり、耐久消費財を買いそろえ、ウサギの寝床と陰口をたたかれながらも住居を確保し、自分たちの入る墓をも用意する生き方は、新しいものに見えながら、子の世代との関係でいえば、旧来の「イエ」意識と共通するのではないか。古いタイプの「イエ」意識ではないにしても、自分たちが築いたものを、子どもに受け継がせることを前提とした財産づくりをしているようにみえる。

〔表1〕 家族主義とマイホーム主義の比較

	家 族 主 義	マイホーム主義	
家 族 構 造	価値観の特質	「家」の物神化, 家族の「和」	「マイホーム」の物神化, 家族だんらん
	家族構成の特質	直系家族	核家族
	家族関係の特質	権威主義的親子関係 敵父慈母	友愛的夫婦関係 教育ママ
	家計の特徴	絶対的貧困	豊富ななかの貧困・不安
	主要な階層	農家・旧中間層	労働者階級・新中間層
社 会 構 造	親族集団の特質	同族団	核家族の孤立化, 選択的交際
	地域社会の特徴	村落共同体的規制	都市化, 住宅難, 公害
	生産労働の特徴	地主制・経営家族主義	経営合理化・官俵制化
	社会体制の特徴	天皇制絶対主義 天皇制ファシズム	大衆民主主義社会・大衆消費 社会・国家独占資本主義社会

山手茂「マイホーム主義の形成と展開」『講座家族8 家族観の系譜』より

山手茂は、マイホーム主義の機能面を、労働、消費、教育、政治などの諸側面から分析した後、次のように指摘している。

「隣りの家庭が不幸でも、『わが家』さえ幸福であればよい、というマイホーム主義は、人間の連帯を認めないという点で、伝統的な家族主義と同じである。マイホーム主義を、『現代版』家族主義であると規定することは誤りではないであろう」（『マイホーム主義の形成と展開』『講座家族8 家族観の系譜』）

従来の「イエ」が男性を核にした連鎖であるとするなら、マイホーム主義は、性別役割分業のなかで稼ぎ手として外を受け持つ父親に代わって、家事・育児を受け持つ母親と子との強固な結びつきが軸になっている。家族のだんらんを希望しながら、そのマイホームづくりの収入を得るために働きバチから抜けだせない夫に代わって、妻が、夫の分も、家庭と地域のことを肩代わりしている。

母親と息子との繋がりも強固だが、母親と娘との間柄も太いパイプで結ばれている。これらの息子と娘が結婚したらどうなるか。

これまでは、親から独立した世帯を持つ核家族が多くと

も、意識の上で夫の実家とひとつの「イエ」とみる考えが主流だったが、夫と妻それぞれが、生まれ育った「イエ」を、しっかりと背負うことになる。

夫婦それぞれが、それぞれの実家への帰属意識を持ち続けているともいえることだ。従来は、そのほとんどが夫の側の「イエ」の継承を、子夫婦に課せられてきたが、長男長女時代を背景に、夫と妻の、どちらの「イエ」を受け継ぐのが、財産や墓の継承をめぐる問題化している。

いま、若夫婦が、どちらの実家と太いパイプを持つかを見ると、妻の実家との関係が濃厚なありようが確実に増えってきている。

従来、結婚後の世代間の葛藤といえ、婚家のなかでの嫁姑問題が多かったが、いまや、夫の親との同居可否かは別として、「舅・姑⇨夫」対「妻⇨実家の父・母」の構図での葛藤となる場合が多い。

また、親世代とは独立した所帯を維持し、いわゆる「イエ」から抜け出したと思える若夫婦が、自分たちの墓を作り、これの継承を子に期待したりもする。つまり、先祖代々の墓を拒否しながら、一方では、新たな墓の「ご先祖さまになる」ことにこだわるという矛盾した行動をとること

も多い。

戦前の価値観から自由なはずの団塊世代やその後の世代も、夫と妻が、それぞれの実家との関係において夫側・妻側双方の「イエ」へのこだわりを残している。イデオロギーとしての家族観は、確かに変化したが、生活実感からくる家族観は、伝統的な意識から、まだ、完全には自由に成りえてはいない。かえって、引きづる「イエ」がふたつに増えたともいえるのである。

ウーマン・リブ、フェミニズムの洗礼を受け、メンズ・リブの芽生えがやっと見え始めた昨今になって、初めて、家族消滅という選択肢をも含む、伝統的家族認識からの脱却の可能性が出てきたと位置づけすることができるかもしれない。

環境問題や女性の地位の向上をめざす市民運動のうねりのなかで、家族のあり方が問われ、特に女性たちが、イエ制度のもとでの嫁役割や性別役割分業にもとづく妻役割について、盛んに問題提起している。

イデオロギーとしての夫婦家族の理念と、現実の生活を引きづる生活実感としての、まだ古いかたちにこだわる家族観が混在しているいま、この新旧の価値観の差は、年配

者と若者という構図だけでなく、若者の間で、また、男性と女性との間で、このズレが生じている。価値観の多様化時代とも位置づけできそうだが、また、ひとりの人間が、通過していくライフステージによって、異なった価値観を測る可能性もある。ここでは、立ち入る余裕はないが、世代間の葛藤として「人生相談」をみると、人生相談の当事者のライフサイクルに応じた役割期待と生活設計との関連を検討する必要があるかもしれない。

今回の報告では、ひとりひとりの人間の生きざまを、個々の事例にそって具体的にみていくことになるが、「人生相談」の相談者とその関係者、ひとりひとりに目を向けるだけでなく、集団としての家族を分析課題とする「家族のライフサイクルと発達課題を軸として、家族生活上にあらわれる危機的事態とその解決・克服の方向づけを検討し、生活設計のポイントをしめす」(望月嵩・本村汎編『現代家族の危機』)取り組みも、これからの課題だろう。

具体的な生活のなかでいかに生きるかの指針となる家族認識、家族観として、伝統的価値観を色濃く持つ人と、夫婦を単位とした新しい認識を大切にしたい人とが混ざり、また、人びとは、何を抛り所にすべきか、揺れ動いてい

る。この価値観のズレが、色濃く投影しているのが「人生相談」ではなからうか。

ひとつの規範が生活の基準であった時代には、回答の姿勢はおのずと決まっていたが、価値観の多様化によってひとつの相談に幾通りもの回答が可能になった。その分、回答者の素質が問われ、また、回答をむつかしくしている。

これまで、「人生相談」を現代世相を映し出す鏡との位置づけで「家族イメージ」を概観し(「人生相談と現代世相」『京都民俗』八号)、また、「人生相談」に色濃く残っている「イエ意識」について(「人生相談にみるイエ意識」『日本民俗学』一八一号)みてきたが、今回は、「夫婦とその係累をめぐる葛藤」を通して「家族観」を探ってみることにしたい。

### (3) 最近の事例から

同居か別居かを問わず、親の世代(実の両親の場合と舅・姑の場合がある)とのつきあい、また、夫や妻の兄弟姉妹との関係をめぐる問題も、「人生相談」に数多く登場する。

一九八九年の相談事例のなから、夫婦とその係累との関

係をめぐる相談をひろってみよう。

夫婦とその係累との関係では、嫁と夫の親兄弟、親族との間の葛藤が多いが、実の親子間の葛藤が語られることもある。親と子の世代の間で―嫁の立場から、親と子の世代の間で―老夫婦の立場から、義理の兄弟姉妹との関係、係累との性関係、親離れ・子離れ、などが相談の対象になっている。

①親と子の世代の間で―嫁の立場から

- ・息子への独占欲強い義母 毎日のように意地悪される嫁 (山口県・U子)
- ・隣家の義母が大事な夫 暗いわが家に気が晴れぬ (滋賀県・F子)
- ・自分の非認めぬ義母 ただしかられるだけの二九歳の嫁 (奈良県・K子)
- ・家事まかせない義母 夫も文句言われる私に知らぬ顔 (山梨県・A子)
- ・義母と合わぬ二三歳主婦 一〇か月の子抱え神経ズタズタ (広島県・A子)
- ・嫁の立場で悩み多い 同居の義父母に子供預け働く主婦

(群馬・M子)

- ・義母と同じ墓はイヤ 夫も私に従うというが… (和歌山県・B子)
- ・嫌悪感募る嫁ぎ先 親、兄弟、親類余りに封建的 (福岡・T子)
- ・別れた夫忘れられない 愛情あるのに義母が障害となり離婚 (東京・A子)

②親と子の世代の間で―老夫婦の立場から

- ・結婚で変わった孝行息子 “悪い嫁”の影響：離婚させたい (大阪府・R子)
  - ・あまりに勝手な娘夫婦 子守りしても口きかぬムコ、断れば文句 (東京・M子)
  - ・寄りつきたがらぬ嫁 心の交流ままならず老後が不安 (宮城・S子)
  - ・冷え切った嫁との仲 別居考えるが世間の目が気になる (長野・O子)
  - ・子の世話になるべきか 優しい言葉かけてくれるが (大阪府・A子)
- ③義理の兄弟姉妹との関係
- ・働かぬ義弟まで同居 義母たちと別居したい二七歳主婦

(香川県・Y子)

・グウタラ兄弟、抱えこむ夫 「なぜ我慢…」結婚三年目の妻(大阪府・H子)

・義姉家族の訪問に嫌悪 子どもは行儀悪く、乳児にも触れる(群馬・T子)

・義姉とそりあわず イヤミ言われたり無視されたり(東京・S子)

・わがもの顔の義妹に閉口 毎日子供連れで来て飲食散財

(兵庫県・A子)

④ 係累との性関係

・義妹に誘われて不倫 妻にわかりどう生きれば…(愛媛県

・G生)

・義父の態度が変 別居したい(三重県・S子)

・夫がフィリピン人の嫁と関係(匿名希望)

⑤ 親離れ、子離れ

・息子呼び戻しに必死 娘の義母の行動に不安つもの(愛媛県・K子)

・親離れしない夫との生活が不安(静岡県・F恵)

⑥ その他

・息子の離婚話に悩む 「孫のため」と嫁を説得するが

(大阪府・M生)

・離婚できず孤立する兄 孫への思い入れ強く反対する両親(富山・N子)

・離婚、生活荒れる三〇の娘(兵庫県・M生)

・早く孫の顔を見たい 二八歳の娘、妊娠の徴候あったが

…(兵庫県・M子)

・母の世話どうしたら… 立ち退き迫られた姉、妹に頼み

たい(東京・N子)

・一緒に住みたがる母 夫と気があわず、いざごさは必至

(埼玉・H子)

・先妻と別のお墓建たい “同じ”はいや 再婚の三八

歳主婦(兵庫県・E子)

夫婦とその係累をめぐる相談に共通していえることは、

相談内容が嫁姑関係やその他係累との関係を問うものであっても、その悩みの根底に、どうも夫婦間の問題が横たわっているらしいことである。

私は、常々、夫婦が、いかに、精神的に、肉体的に、お互いに意思疎通をはかれているかが、家族のあり方に大きく影響すると考えている。嫁姑問題をはじめ家族が抱える

いろんな問題の多くは、夫婦間のコミュニケーション不足が、その問題の根底にあるとみてよいのではなからうか。家族について、これまで親子というタテ関係が重視されてきたように思うが、夫婦というヨコの関係こそ大切と考えている。係累との関係をみるときも、相談者につれあいとの関係を、まず、見据える必要がありそうだ。

具体的な事例を少し見てみよう。

「家事まかせない義母 夫も文句言われる私に知らぬ顔」という三三歳の農家の主婦（山梨県・A子）からの相談がある。①親と子の世代の間で「嫁の立場から」に分類した例である。

「結婚生活七年。三九歳の夫、二人の子供たち、それに夫の両親といっしょに暮らしています。夫は親思いの孝行息子です。悩みは夫の母親との人間関係がうまくいかないことです。義母は世話好きで、細かい事によく気が付く性格なので、私がすることが気に入らないといちいち注意を与えます。少しは私に家事をまかせてもらいたいと思うのですが、すべて自分本位で取りしきっています。最近は、私の名前を呼ばただけで、また何か文句を言われるのかと胸がドキドキしてしまいます。こんな精神状態が子育て

にも悪影響を及ぼしているのではないかと心配です」（一九八九年一月二九日付『読売新聞』東京）と語り、「せめて夫が私を理解してくれて私の味方になってくれたら、義母の態度も我慢できるのですが、夫はちっとも頼りになりません。農家なので、夫の両親と別居することは不可能です。どうしたら皆で円満で調和のとれた生活が送れるのか……」と訴える。相談のなかで、「夫は親思いの孝行息子」との言葉がでてくるが、その孝行息子の「中身」が舅・姑と嫁との関係を考えるときのポイントといえる。

②親と子の世代の間で「老夫婦の立場から」に分類した「結婚で変わった孝行息子 悪い嫁」の影響：離婚させた（大阪府・R子）（一九八九年二月六日付『読売新聞』大阪）という相談にも、キーワードとして「孝行息子」が出てくる。それぞれの立場からの「孝行息子」像が描かれている。

回答者のヘレン・ポッテルさんは、家族のあり方について、「家族間の『調和』は音楽の世界の『調和』と同じことで、いろいろな音色や声が混じり合った結果、快適な音が生まれます。家族の中で、Aはほとんど意見を言わず、Bは専制君主のようで、Cはまったく無関心、という状態

では「調和」は生まれません」と答え、「でも、まずあなたがあまりにもおしゅうとめさんに遠慮するからこそ、家を切り盛りするのは彼女の役になってしまい、あなたは子供扱いされるのだ、ということを知覚することを勧めます」と、自分をしっかり打ち出すことをすすめている。

「自分の非認めぬ義母 ただしかられるだけの二九歳の嫁」からの相談は、同居している夫（三七歳）の両親（ともに六三歳）との軋轢を語っている。

「しゅうとめは自分が間違ったことでも正当化します。それを真に受けて、しゅうとは私を怒ります。たとえ、しゅうとめが悪くても、目下が謝らないとこの家は丸く収まらないといえます。夫は私を信じてくれますが、親には何もいけません。いえないのです。何でも自分が正しいと思っているしゅうとめは、私がいかにおうものなら、『親に口答えるのか』と全然聞いてくれません。夫は月に一回の出張で、相談したいときにいないと、家を出てしまいたくなります（奈良県・K子）」（一九八九年四月一七日付『読売新聞』大阪）。

伝統的な価値観を持ち、嫁は親に仕えるものという考えを持つ両親と、いまの感性を身につけた嫁とのズレ。回答

者の小田義彦さん（京都女子大学教授）は「六〇歳くらいのしゅうと、しゅうとめは頭の中では新しい嫁とのつき合い方がわかっていながら、現実の生活では、いままでの親と嫁の関係を主張したがる世代です」としたうえで、「つらさはあるにしても、それに耐えることは、あなたのこれからの人生にとって、決して無駄なことではないはず」と答えている。このふたつの事例では、回答者の答え方に、ずいぶん違いがある。

「働かぬ義弟まで同居 義母たちと別居したい」という二七歳の主婦（香川県・Y子、一九八九年五月一九日付『読売新聞』大阪）からの相談がある。

働かず、ただぶらぶら遊ぶだけの義弟に嫌気をさしての相談に、回答者の小田義彦さんは、「生活のすべてを背負って、早朝から遠距離通勤している夫へのいつくしみの心と、いま離婚を考えているという気持ちとの落差が、どうしてもわかないのです。といいながら、その落差のわからなさが、かえって、いまあなたの悩みの深さを物語っていることを痛感させられます」と理解をしめしたうえで、「あなたからすれば、なぜ、そのような弟のために夫が苦勞し、義母がかかえ込むのが、頭のどこかでわかっ

ていても、情感的に納得いかないのでしょう。でも、そうした夫を、いまこそ支えてあげるのが妻としてのあなたの愛情だといいたいのです。あなたの日々のイライラ以上に、夫は心を痛め、妻への心くばりをしているはずですよ」と、妻としての務めにふれている。夫婦のあり方を、どうとらえるかによって相談の受けとめ方に違いがでるのは、先の事例でふれたとおりである。

同居の義父母に子供預け働く主婦(群馬・M子)からの相談では、「結婚当初から嫁という立場に悩んで」という(一九八九年六月一〇日付『読売新聞』東京)。

「一つは子供の育て方。三枚も四枚も着せられてダルマのようなわが子を見て、少し薄着をさせようものなら、『ふだんは私が見ているのだから』と義母は不満顔。泣かせようものなら大変なので機嫌を取る始末。自分の子でありながら他人のように接している自分が情けなくなりですが、夫は見てもらっているのだから仕方ないという態度です」と、義父母との日常にふれ、「義母は常に女性を軽く見る人、義父は封建的で『昔の嫁は』が口ぐせ。私が何をしても気にさわるようです。家の中にプライバシーがなく、身の置きどころがありません。夫は夫で、妻の私より母のこ

とばかり気づかない、別居するなら離婚すると言います」と語る。伝統的価値観との葛藤の相談である。

これに答えて、鍛冶千鶴子さん(弁護士)は、「確かに、親の方ばかり向いている夫にも問題はありますが、あなたが夫の親の態度ばかり気にして不満をもらせば、夫はついつい親の方を向いてしまいがちなものです。これは、決して賢い接し方とは言えません。親への不満を夫にぶつけても得るものは何もないと分かったら、夫との会話に親の話は持ち出さない、というのも一つの方法です。そして子供のこと、ただで預かってもらう代償ぐらいに割り切って考えてみてはどうでしょうか。このような気持ちの切り替えは、自分に自信を持たなければできないことですから、あなたが仕事を含め、もっと自分に自信を持つてほしいと願わずにはおれません」と、回答を寄せている。

「親、兄弟、親類があまりに封建的」なので、嫁ぎ先に嫌悪感が募るという女性(福岡・T子)からの相談がある。

「嫁いで一五年になりますが、親、兄弟、親類など周りは封建的な考えの人ばかり。ひとことで言えないほど気を使い、嫌な思いもしました。そのうえ最近、悪者扱いまでされ、病気になるました。何度も逃れたいと思いました

が、店を構え、夫と二人で商売をしており、引越すこともできません。これ以上、この人たちと付き合って行く気はありません。夫には別に不満はありませんが、結局は離婚以外に道はないのでしょうか」（一九八九年七月二八日付『読売新聞』東京）と、まわりの人とのズレに悩んでいる。

これに答えて、鍛冶千鶴さんは、「夫とよく相談して、夫によい解決策をさがしてもらってはいかがでしょうか。恐らく夫は、何を言われても気にするな、と言っているのかも知れませんが、性格としてそれができないから、あなたは悩んでいるに違いありません。（中略）その苦しみや夫に理解させるについては、あなた自身の努力も必要ですし、それがとても大切になってくると思います。この相談では、夫をどうやって強い味方にするかが、恐らくカギとなるのではないのでしょうか。親類との対応を一手に引き受け、あなたの防波堤になってくれるよう夫に協力を頼み、いまの危機を切り抜けてほしいものです」と語っている。

「義母と同じ墓はイヤ 夫も私に従うというが……」という三九歳の再婚の主婦（和歌山県・B子）の訴えがある。

「今度の結婚には周囲から大分反対されましたが、何と

かこぎつけました。義母のことですが、自分本位の人で、何度かトラブルがあり、私は『顔も見たくない』といったこともあります。夫の仕事のこともあって、しばらく別居しております。私は病弱で、血圧も低いほうで、夫にいいました。『もし私が亡くなったら、籍を抜いて実家の墓に入れてほしい。義母とは一緒に眠りたくない』。変なことをいうと夫は最初怒っていましたが、自分もお前と離れたくないというので私の方の墓に入ることを納得しています。法律上どうすれば、よいのか教えてください」（一九八九年一月二一日付『読売新聞』大阪）と語る。

義母とのいくつかのトラブルの果てに、死後、一緒にいたくないとの訴えである。夫の側の先祖代々の墓に納骨されることへの拒否宣言である。義母と嫁の関係もここに極まるというべきか。夫の両親との葛藤、コミュニケーションのなさが、「一緒に墓はイヤ」というところまで、妻を追い詰めている様が見えられている。場合によれば、「夫と同じ墓はイヤ」とエスカレートしているケースもある。義父母との関係だけでなく、夫との関係の悪化が、死後の世界にまで尾をひいている。

ただ、この事例の場合は、夫とともに眠れる場を求めて

いる点で救いはある。しかし、求める先が、妻の実家の墓というが、実家の側に受け入れられる素地があるのかどうか問題となろう。墓がイエを単位に継承されていくことが多いのだから。

回答者の植木壽子さんは「民法では仏壇や墓地、墓石の所有権は祭祀財産と呼ばれて、遺産相続とは別個に祭祀主宰者（先祖をまつる人）が継承することになっています。これはどうして決めるかといえますと、まず亡くなった人が指定して決まります。指定がなければ慣習で、それでも決まらなければ家庭裁判所が決めてくれます。相続人でない人でもかまいません。あなたが実家の墓に入りたくないと望むのならば、夫と妻は別々に遺言して自分の祭祀主宰者に、実家の墓を継承する人を指定し、その人の承諾を得ておくことです」と指摘する。そのうえで、「いくら遺言し、生前に頼んでおいても、希望通りになるとは限りません」と言葉をそえ、それでも「死んだら故郷の山や川に囲まれて眠りたい、と思うだけでも心が安らぎますね」と答えている。

なお、事例としては取りあげなかったが、墓をめぐる相談として「先妻と別のお墓建てたい」「同じ」はいや再

婚の三八歳主婦（兵庫県・E子）（一九八九年一月二四日付『読売新聞』大阪）というのがあった。

息子夫婦との交流のなさを嘆く「寄りつきたがらぬ嫁心の交流ままならず老後が不安」という五〇代の主婦（宮城・S子）からの相談がある。

「長男の嫁との関係についてご相談します。息子は学生時代に結婚し、一人の子を持って、現在近くの町に別居しております。嫁の実家は関東ですが、正月とお盆には必ず里帰りし、二、三週間も滞在します。その間、息子は勤務しながら一人で生活しますが、ほっておけず、炊事、洗濯に私が出すこともままあります。二人の仲はますますですが、四年にもなるのに、嫁は私どもの所にはまだ六、七回しか泊まったことがなく、数か月に一度、日帰りで訪ねてくる程度。孫かわいさに、私どもが訪ねることになりませんが、こんな状態で、嫁との心の交流が少しも進みません。夫もすでに定年退職、間もなく老年期を迎えるのに、嫁との関係を考えると、将来が不安でなりません」（一九八九年二月九日付『読売新聞』東京）と語る。実家との関係にばかり目が向いている嫁が、どうしたら、自分たちの方を向いてくれるのだろうか、との問いかけだ。嫁の里帰りの

間、ついつい息子の世話をやいてしまふ母親でもある。

これに答えて、作家の早乙女勝元さんは、「子供は何歳になっても、親の目から見れば子ですが、しかし二〇歳を超えたら別な人格です。結婚して親になったとすれば、なおさらのこと、そう考えまさんとね。でないと、息子さんも親離れができないでしょう。嫁が実家にばかり目がいつてしまつて……ということですが、ここにもまた、親離れできない娘がいると思わねばなりません。その嫁をきちんと操縦できない息子も、どっちもどっちで、一方的に嫁とその実家ばかりを責めるわけにもいかないのです。ひとり暮らしを強いられる息子さんを『ほつておけず、炊事、洗濯などに出す』ことが増えて、とお便りにあります。が、余分な手出しは絶対禁物です。そんなことをなさるから、嫁は夫をあなたに任せておけば大丈夫と思ひ、安心して羽根を伸ばすのです。息子さんには、いま不自由な生活も薬のうちと思ひ、それよりも自分たちのこれからの生活設計の方に目を向けたほうが懸命です」と回答を寄せています。

また、娘夫婦とのズレを訴えたものに、「あまり勝手な娘夫婦 子守りしても口きかぬムコ、断れば文句」(東京・

M子、一九八九年八月八日付『読売新聞』東京) というのがあった。五七歳の主婦が、手伝つてほしいと頼まれた娘夫婦について、「あまりに勝手な娘夫婦」「子守りしても口きかぬムコ、断れば文句」と嘆く。

回答者の落合恵子さんは、「娘夫婦の生活は、娘夫婦のもので。あなたが入りこまないほうがいいと思います。子育ての問題も、娘夫婦が考えることです。(中略)子どもが結婚して、あなた方ご夫婦もようやく、二人だけの人生をたのしめる、とてもいい時期にいるのです」と答え、娘夫婦と老夫婦それぞれの自立をうながしている。

義理の兄弟姉妹との関係についてふれた相談に次のものがある。「義姉家族の訪問に嫌悪 子どもは行儀悪く、乳児にも触る」と語る主婦(群馬・T子)からのものだ。

「乳児のいる二四歳の主婦。主人の両親と同居していますが、近くに住む主人の姉が時々遊びに来るのが嫌でたまりません。たまに仕事の帰りに寄るのはいいのですが、子供二人を連れてくると、冷蔵庫は開けるし、おやつは食べるので、あげくに赤ちゃんに触れるので本当に困ってしまいます。とくに風邪をひきながら触ったりすると、『早く帰れ』とどなりたくありません。以前一度、そういう態度を

とったところ、義父にひどくしかられ、以来我慢していません。でも、義姉たちがいる間イライラして、いまにも爆発しそうです」（一九八九年五月四日付『読売新聞』東京）との相談だ。

これに答えて、カウンセラーの深沢道子さんは、「義姉にしてみれば、実家は自分が生まれ育った場所ですから、つい娘時代の延長で、わがもの顔に振る舞い、子供たちにも『よその家に来た時』の行儀を教えないのでしょうか。あなたに対しては、実家の一員だと思っただけで、遠慮しないのだと思います。それに対してあなたは、家庭が侵害される不快感を味わっているわけで、イライラは当然です。しかし、これからも長い付き合いをする相手ですから、あまり神経質にならず、徐々に『あなた流』のやり方で自分の立場を確立していくことをお勧めします」と答えている。

義理の姉妹との関係では、「義姉とそりあわず イヤミ言われたり無視されたり」という二二歳の主婦（東京・S子）からの悩みに、作家の藤原ていさんは、『小姑は鬼千匹』という言葉があります。つまり嫁と小姑とは、うまくいかないのが世間一般の常識とさえ言われています。小姑は、自分がこの家に生まれたのだという意識で、後から入

ってきた嫁を冷たい目で見がちです。嫁にしたら、姑をかかえて、その上に、という思いでしょう。幸いなことに別居している様子ですから、なるべく顔を合わせないようにすることです。あなたが義姉を嫌うのと同じように、義姉もあなたを快く思っていないでしょうから。ただ、ご主人には、あまり義姉の悪口を言わないで下さい。ご主人にしてみたら、義姉は本当のお姉さんです。毎日のようにその人の悪口ばかり聞かされていたのではたまりません」（一九八九年六月二日付『読売新聞』東京）とアドバイスしている。

先の例は、義姉家族の訪問によって、家庭が侵害される不快感を語り、後のケースは、義姉にイヤミをいわれたことから、うまくつきあえなくなったと訴える。いずれも、結婚後も実家と蜜な関係を続ける娘と、その家に新しく入った嫁の葛藤だ。

「人生相談」には、妻の姉妹と夫の関係や義父と嫁との関係など、係累との性関係に係わる相談もある。次の事例は、義父の態度に危険を感じた主婦からの訴えである。

「義父の態度が変 別居したい」という二六歳の女性（三重県・S子）の投書を見てみよう。

「一歳の子供がいる、二六歳の主婦です。ひとりっ子の主人の両親と同居、義母に子供を預けてパートに出ています。最近、義父が定年退職し、ずっと家におりますが、私に対する態度が変なのです。二人きりになると、セックスの話ばかりで、体を不自然にくっつけ、私がお風呂に入っていると、時々ドアの外に父の気配がします。主人には何でも話すようにしているので、この話もしましたが、笑うだけでとりあってくれません。母は子供(孫)に夢中で、父のことなど眼中にない様子です。なるべく、二人きりになるのを避けています。職場から帰宅するのが、苦痛なのです。主人とも、気まづくなりそうです。毎日、別居のこ とばかり考えています。こんなことで悩むのは、おかしいでしょうか」(一九八九年六月一日付『産経新聞』)と語っている。

回答者の渥美雅子さん(弁護士)は、「あなたの思いすごしかもしれません」としたうえで、「あなたの思いすごしにせよ何にせよ、とにかく早く家を出た方が無難だろうという気がするのです。問題は、それをどうやってご主人に納得してもらうかです。私自身が扱ったケースでも、しゅうとが半裸で嫁の寝室に入ってきて、まだ事態の深刻さ

を理解しようとしないう夫がいて困りました。この種のことには、世間にはかなりあります。早めに、はっきりと嫌なものは嫌とおっしゃることが第一です」と答えている。

「息子呼び戻しに必死 娘の義母の行動に不安がつのる」(愛媛県・K子)という相談があった。

「娘(二八)は結婚して三年になり、子供が二人います。嫁いだ先はしゅうとめ(五八)と婿(三〇)の二人暮らし。父親は婿が三、四歳のときに亡くなり、祖父も一〇年前に亡くなっています。娘が嫁いだから、しゅうとめは息子を取られたように思うのでしょうか、毎晩一二時近くまで自分の部屋にいないと機嫌が悪く、婿はそれからやっと自分たちの寝室に来るそうです。以前からの習慣だということです。昨秋、娘は四〇日ほど実家に帰りましたが、お見合いだったので仲人さんが間に入り、いまはしゅうとめを独りにして別居しています。しかし、婿の姉を通じて、息子を呼び戻そうと必死になっているようで、このままほうっておいてよいものでしょうか」(一九八九年七月二七日付『読売新聞』大阪)というのである。これは娘と夫とその母親との「親離れ・子離れ」がテーマである。

回答では、「『子離れ』『親離れ』できない母と子の話は、

かなり以前からいわれているのに、このところ、かえって増えている」ことにふれたあと、「あなたがあれこれ、心配することをやめて、婿と娘がどのように自立した夫婦として生活を立て直すかを見守ってあげることが、この際、必要なことです。ひょっとすると、あなたも『子離れ』できていない母の影があるのかも知れません」と記している。

こんな「人生相談」があった。「息子の離婚話に悩む『孫のため』と嫁を説得するが」という男性（大阪府・M生）からのものだ。

「三〇歳の息子のことですが、恋愛結婚して七年目で、三歳六か月の男児がいます。会社の調理師として勤めて一〇年でしたが、昨年暮れ、女子社員と関係ができたことが発覚しました。息子は責任を取って会社を辞め、酒が好きで肝臓が悪化しているのに、よけい酒を飲んで、入院。現在は退院して、酒も控え、妻と子とは別居しております。たまたま今年の初め、嫁の父が急死したこともあって、嫁はどうしても離婚したいといい、かわいい子供のために思いとどまってほしいと私が説得しても、聞き入れてくれません。いま、息子は子供と会うことすら許されていません。

ちなみに先方の母は離婚を望んでおります」（一九八九年七月二日付『読売新聞』大阪）と語る。

息子との離婚を考えている嫁に、「孫のために離婚を思いとどまってほしい」と説得したい父親からの相談だが、当事者の意向をぬきの相談に、回答者は「直接の当事者の意向や事情を無視して、その当事者の相談ができるのでしようか」と問いかけた後、「あなたのことについては、かわいい子供のためとはいえ、離婚を思いとどまってほしい、その説得を聞き入れてほしいと、自分の期待を述べておられるだけ」と決めつけている。結婚、離婚は当事者が決めること。まわりの者にできることは相談にのり、アドバイスだけということであろうか。

若い世代の離婚をめぐる親世代が干渉している例として、この他、「離婚できず孤立する兄 孫への思い入れ強く反対の両親（富山・N子）」（一九八九年一〇月一九日付『読売新聞』東京）というのがあった。相談者は次のようにいう。

「結婚して一二年、子どもが一人いる兄についてご相談します。兄は、五年前に離婚話を切り出しましたが、義姉は拒否しました。両親も義姉の味方になり、兄は家を出て、

連れ戻されるといふ日々のあげく、相手の女性とともに家を出てしまいました。ところが、両親の孫に対する思いは強く、その女性と家族を強迫するまでになり、兄は家に戻りました。女性も今では結婚したそうです。しかし、兄夫婦の仲はもとに戻らず、兄は義姉から解放されたいと言って、自殺未遂まで起こしました。兄の浮気が悪いことは分かっていますが、家庭内で孤立し、憎み合うように暮らしている兄は、再度自殺を図るのではと心配です。私から義姉に離婚してくれとも言えません。兄を解放してあげる道はないでしょうか」と。いづれの事例も「子ども（孫）のため」という理由が優先しての親世代からの干渉である。

また「早く孫の顔を見たい、二八歳の娘、妊娠の兆候あったが」と、嫁いだ娘に子どもが授からないとの悩みを寄せた女性（兵庫県・M子）がいる。

「娘は昨年の五月、二八歳でお見合い結婚致しました。六月は生理をみましたが、それ以後止まり、娘も婦人体温計で毎朝きっちりグラフをつけていました。婦人科にいきましたところ、おめでたの兆候がありましたのに、八週間目の診察のとき、エコーで見せていただきましたら、ただ袋というのでしょうか、それだけが写っていて、先生がおつ

しやるには胎児は自然に溶けてしまっているとのこと。驚きました。結婚一年を過ぎましたが、あれから何の兆候もありません。生理は順調です。子供は神様よりの授かりものと申しますが、私が元気なうちに独りだけでも孫の世話をしたい、それが願いです。先方のご両親もお待ち下さっています」（一九八九年八月二八日付『読売新聞』大阪）という。

「早く孫の顔を見たい」と二八歳の娘の妊娠を願う母親の相談に、回答者の野木一雄さん（大手前病院顧問）は、「あなたが早く孫の顔を見たい気持ちにはわからぬではありませんが、結婚の幸せは子供を産むことだけでなく、夫婦が仲良く良い家庭を築くことでしょう。子供を産むことはむしろ夫婦の問題です。あなたや先方の両親があまりにやかましくいわれますと、それがストレスとなり、娘さんの妊娠がうまく運ばぬこともあるでしょう。子供のことは夫婦二人にまかせ気持ちになつて下さい」と答えている。

事例としては紹介しなかったが、「義父母が孫を欲しているのは、『跡継ぎ』と自分たちの『老後の楽しみ』を求めているようで、子供の存在とは一体何なのか自問自答することがあります（大阪府・K子）」（一九八九年八月一日付『読

売新聞』大阪)との相談もあった。子どもの誕生をめぐってのそれぞれの思いも、若夫婦とその係累との関係に、大きな影響力を持つひとつであろう。

#### (4) おわりに

二章で、太平洋戦争敗戦後の「家族観」の変遷を跡づけ、いまの家族状況を概観した後、三章では、具体的に「人生相談」の諸相を、〃夫婦とその係累をめぐる葛藤〃に限定してみてきた。一般状況として提示した仮説を、「人生相談」の事例を通して、うまく説明することができただろうか。

「人生相談」の相談者とその関係者の生きざまのなかに、いま、私たちが抱えている種々の悩みが凝縮されている。「人生相談」の家族をめぐる相談事例の多くは、伝統的な生き方、価値観と新しい理念とのズレ、昨今のフェミニズムの視点と旧来の男女の役割期待とのズレから生じる軋轢をしめしているが、必ずしも、一方を善、他方を悪の構図で片付けられるものではなかった。それぞれが、生まれ育った環境のなかで身につけた価値観を引きずって

る。そのぶつかり合い、そのズレが、葛藤を引き起こしているだけである。しかし、それ故にこそ、根の深いわだかまりを双方にもたらしている。

「人生相談」の回答者も、その相談の重みについて、次のように語っている。

青柳安誠さん(関西電力病院長)は「なかには四、五日持ちまわって、あらゆる場合を想定しながら自分の考えをまとめなければならぬ難問がある」(一九六八年二月三日付『読売新聞』大阪)ことに触れ、杉山平一さん(詩人)は、「答えを出すより、一緒に嘆くほか仕方のない場合もあったが、それでも救いとなったかも知れませんね」(一九八二年二月三〇日付『読売新聞』大阪)と語っている。また三木善彦さん(四天王寺国際仏教大学教授)は「これといった解決策があるわけではなく、相手の問題として、相手を変えようとしても難しい。相手との関係の中で自分をどう変えるかを回答のポイントとせざるを得なかった。ところが、自分の都合の悪いことは伏せてしまうので、よけい回答しにくい。あなたはどうか? と尋ねたいケースがいくつかありましたね」(一九八八年二月三日付『読売新聞』大阪)と指摘している。

まさに、現代は価値観の多様化の時代で、ひとつの理念のもとに、みんなが生活していた過去とは異なり、異なる価値観を許容する広い心と、しかも、自己の主張をも相手に理解を求め、どう協調性を保っていくのかが問われている。世間の常識がひとつであった時代のように、その他の意見を異端視するわけにはいなくなっている。

ただ、昨今の女性たちのフェミニズムの流れとの関連で触れておかねばならないことがある。男社会での女性の生きにくさが語られ、女性の地位の向上をめざす市民運動として、職場や社会活動の場とともに、家庭での女性のあり方、なかならず、イエ制度のもとでの嫁役割や、性別役割分業にもとづく妻役割について、盛んに問題提起していることを忘れてはなるまい。価値観の多様化の時代に生きるということも、女性を古いしぼりに取り込む家族経営をめざすのではなく、男女共生の家族づくりへの取り組みとしての模索であるべきだろう。

〔付記〕 事例として紹介した「人生相談」の回答者の肩書は、新聞掲載当時のものです。

#### 文献

読売新聞社婦人部編 『女・きのうからあすへー人生相談六〇年』、

三省堂新書、一九七四年。

青山道夫ほか編 『講座家族 8 家族観の系譜』、弘文堂、一九七

四年。

望月嵩・本村汎編 『現代家族の危機』、有斐閣選書、一九八〇年。

読売新聞婦人部編 『日本人の人生案内』、平凡社、一九八八年。

中村彰 『人生相談』 にみるイエ意識ー現代民俗学のひとつの試

みとして 『日本民俗学』 一八一号、日本民俗学会、一九九

〇年。

中村彰 『人生相談』 と現代世相ー日本人の家族イメージを中心

に 『京都民俗』 八号、京都市民俗学談話会、一九九〇年。

(京都新聞社・文化人類学、世相史)